

徳島県入札・契約情報公表要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第7条、第8条及び第9条に規定する徳島県の発注する建設工事に係る入札 契約に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 担当者は、毎年度4月1日以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事(予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって県の行為を秘密にする必要があるものを除く。)(以下「工事」という。)に係る次に掲げるもの見通しに関する事項を記載した建設工事発注一覧表(標準様式例1)により公表するものとする。

- (1) 工事発注規模、工事の名称、路線名等、工事箇所、工期、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期)

2 担当者は、7月、10月、1月を目途に公表した事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項についても、同様に公表するものとする。

3 前2項の規定により公表した事項については、当該年度の3月31日まで公表するものとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第3条 契約担当者は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5第1項に規定する一般競争入札及び自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿、及び格付け点数、格付け順位
- (2) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 契約担当者は、指名競争入札を行うときは、指名通知後、当該工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入札情報(標準様式例2)により、原則として、次の事項を公表するものとする。

- (1) 工事の名称、路線名等、工事箇所
- (2) 開札予定日時
- (3) 設計金額
- (4) 契約予定日
- (5) 予定工期
- (6) その他

3 契約担当者は、一般競争入札を行うときは、当該工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入札公告等により、原則として、次の事項を公表するものとする。

- (1) 工事の名称、路線名等、工事箇所
- (2) 開札予定日時
- (3) 設計金額
- (4) 施工期間
- (5) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当

該入札を行わせた場合における当該資格

(6) その他

- 4 契約担当者は、競争入札を行ったときは、落札者決定後、当該工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した入札結果表(標準様式例3-1、標準様式例3-2、標準様式例3-3、標準様式例3-4)及び選定過程表(標準様式例4-1、標準様式例4-2、標準様式例4-3)等により、当該事項を公表するものとする。
 - (1) 工事の名称、路線名等、工事箇所
 - (2) 開札日時
 - (3) 入札参加者の商号又は名称、法人番号及び入札金額
 - (4) 指名競争入札におけるその者を指名した理由
 - (5) 一般競争入札に参加しようとした者のうち、当該入札に参加させなかった業者名及びその理由
 - (6) 落札者の商号又は名称、法人番号及び落札金額
 - (7) 予定価格
 - (8) 調査基準価格
 - (9) 最低制限価格
 - (10) 失格基準価格
 - (11) ランダム係数及び算定根拠
 - (12) 当該工事の設計金額に含まれる法定福利費事業主負担額概算額
 - (13) 最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とした場合のその理由(標準様式例5)
 - (14) 低入札価格調査制度における調査結果(標準様式例5-1)
 - (15) 最低制限価格を設け、最低の価格をもって入札をした者以外の者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した業者名
 - (16) 総合評価落札方式を実施した場合におけるその実施理由、落札者決定基準及び落札理由
- 5 契約担当者は、工事の契約を締結したときは、当該工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した契約結果表(標準様式例6-1、標準様式例6-2)により当該事項を公表するものとする。
 - (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - (2) 工事の名称、路線名等、工事箇所、種別及び概要
 - (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - (4) 契約金額
 - (5) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 6 工事の金入り設計書の情報公開が請求されたときは、徳島県情報公開条例に基づき、適切に対応することとする。
- 7 契約担当者は、工事の契約を締結したときは、当該工事ごとに、原則、契約締結日に、次に掲げる資料を公表するものとする。
 - (1) 工事区分、工種、種別及び細別ごとの数量、金額等を明示する資料
 - (2) 7(1)に付随する資料
- 8 契約担当者は、第5項の工事について契約金額の変更を伴う契約変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第二号から第四号までに掲げる事項及び変更の理由を契約結果表により当該事項を公表するものとする。
- 9 第4、5、7、8項の規定により公表した事項については、公表した日の属する年度から起算して5か年度内公表するものとする。

(建設工事入札参加資格停止業者の公表)

第4条 契約担当者は、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号)第1条に基づく入札参加資格停止を行ったときは、標準様式例7により当該情報を公表するものとする。

(閲覧所の設置及び公表の方法)

第5条 前3条に規定する書類の公表は、各発注機関に閲覧所を設けて簿冊を閲覧に供する方法又はインターネットにより電磁的に閲覧に供する方法により行うものとする。

(委託業務での適用範囲)

第6条 工事に係る委託業務等(測量、調査、設計、維持管理業務等)に関しては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第22条の規定により、作成された発注関係事務の運用に関する指針に基づき、工事に準じて適切に公表を行うこと。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

この要綱は、平成15年7月23日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

この要綱は、平成21年3月10日から施行する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第3条第9項の規定は、令和8年3月31日時点で公表しているもの及びそれ以前の事実については、なお従前の例による。